

市民公益活動ポイント制度の実施状況と今後の方向性について

1 現在までの実施状況について（資料 2-2 参照）

（1）令和 2 年度で制度は 6 年目を迎える。各項目の最大数は以下のとおり。

項目	年度（制度開始から数えて）	参考数値
ポイント券交付申請数	平成 29 年度（3 年目）	24,194 枚
実施事業数	平成 27 年度（初年度）	75 事業
ポイント券配布枚数	平成 30 年度（4 年目）	18,453 枚
寄付受領団体登録数	平成 28 年度（2 年目）	61 団体
団体への寄付割合	平成 28 年度（2 年目）	81.4%
利用率	平成 29 年度（3 年目）	94.0%

各項目について、制度開始から概ね 3 年ほど経過した年に最大数となり、現在は減少傾向にある。

2 課題

市民公益活動を行う「励み」や「きっかけ」となって、1 人でも多くの市民が、生き生きと市民公益活動に参加するようになることを目的としているが、裾野の広がり見えにくさ、制度の複雑さ、財源の制約などの課題が生じてきている。

課題	考えられる原因
<ul style="list-style-type: none"> ・参加者層の広がりへの伸び悩み 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体に対する寄付利用 （団体への寄付は認められているが、所属する団体への寄付では活動者層に広がりが見込めない。） ・ポイント券の利用をできる施設が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・新規活動主催団体数の伸び悩み 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な制度概要 ・参加登録における手続きの煩雑さ ・申請回数の制限
<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加者と継続参加者の数の把握 （参加者の広がりなど、効果の測定）が不可能 ・活動主催団体におけるポイント券配布の適正性について、確認が不可能 （事務局における活動見学は可能な限り実施している） ・紛失の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント券の形状 （紙チケット）
<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の煩雑さ（市・協力店舗） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 年度分のポイント券の流通

3 今後の方向性

(1) 見直しに向けた基本方針

行政からの財政的支援がなくなると活動そのものが継続できなくなってしまうのではなく、市民や民間が主体となって、活動者層を広げ、持続的な支援が行える仕組みに再構築する。

(2) 制度見直しの方向性

制度を見直すにあたっては、さまざまな方向性が考えられる。「市民公益活動ポイント制度」という枠のなかでの見直しと、新しい制度の模索という点で以下に例を挙げる。

方向性 その1 ポイント制度を継続実施する（リニューアル）

⇒各課題に対応するよう運用等を一部変更し、制度を継続実施する。

新たなポイント制度の仕組み（例）

例	◎メリット
	●デメリット
団体寄付をとりやめて、全て施設利用等で使用する仕組みに変更	◎活動団体による参加者層の拡大・展開。 ●参加者からの寄付受領をインセンティブとしていた活動主体団体の参加減少。 ●利用施設に限りがある。 (市施設以外での利用が望ましいが、予算規模等の観点から民間にとってのメリットが少なく、展開が見込めない)
ポイント券の寄付換金ルールの変更 ⇒参加者個人が属した活動主催団体には寄付できないが、 <u>他の団体へは寄付ができる</u>	◎寄付＝善意の循環が各団体間で生じる。 ●交流のある団体間でのみ、相互に寄付が続く可能性がある。 ●参加者からの寄付受領をインセンティブとしていた活動主体団体の参加減少。
団体への交付枚数の制限を設ける	◎限られた予算のなかで、より多くの団体の参加が可能となる。 ●団体ごとに活動規模・内容が異なるため、一律の制限は適当ではない。
団体への交付回数制限の撤廃	◎継続して制度を利用することについて、団体も広く活動を継続できる。 ●現行制度のまま寄付が続くと、補助金のような使われ方になってしまい、参加者層の拡大は見込めない。

方向性 その2 新しい制度を模索していく

⇒現行制度では、「励み」となっても「きっかけ」を作り出すものにはなっていないと捉えることができる。

市民公益活動に参加する「きっかけ」づくりを重視し、現在の参加者層のなかでも割合の少ない若者をターゲットとした、新たな制度設計をする。

例1 現行制度全般のWEB化：まちのコイン方式(※)を採用

概要：市は参加する活動団体の審査を行う。参加者は活動後にWEB上でポイントが付与され、たまったポイントは主に市内商業施設で利用できる。（寄付利用はできない。）

市内商業施設は制度に参加することにより集客が期待でき、ポイントに換金性を持たせないことで補助金的な使われ方はなくなる。

また、市はシステム運用のみ実施する。

◎メリット	●デメリット
◎若者へのアプローチのしやすさ。 気軽に、ゲーム感覚で参加が可能。 ◎申請・報告など事務手続きにかかる負担の軽減。 ◎活動参加者の広がりや追跡・分析などの検証を柔軟に行える。	●WEB利用ツール（携帯・スマホ）が必要。 ●高齢者等、一定の層にはなじまない可能性がある。（フォローが必要） ●システム開発・維持経費に対する費用対効果について、明確な根拠がなく説明が困難。 ●店舗側の参加のメリットは「集客」だが、参加店舗それぞれのサービスの提供に対する集客がどれほどあるかという点で、賛同を得られる店舗の予想が困難。

※まちのコインとは

QRコードを介して参加者がアプリ上でポイントを獲得、利用できるコミュニティ通貨。参加者は地域活動に参加することでポイントを獲得し、たまったポイントは加盟店等で利用できる。（換金はできない。）

地域の社会的課題の解決や、地域資源（ここでは、人の手≡ボランティア）の創出、地域経済の活性化を図り、令和2年2月から、神奈川県SDGsつながりポイント事業として小田原市で実施されている。アプリ上のポイントのやり取りを対面で行う必要があるため、新型コロナウイルス感染拡大の影響から現在ユーザー数の増加は止まっているが、参加団体や市民同士の「つながりを増やす」点に重点を置き、今後も制度を実施する予定とのこと。

横須賀で取り入れるにあたっては、スマホだけではなく携帯でも利用できるよう、アプリではなくWEB方式とする。

例2 団体のPR支援制度

概要：各団体からの希望により、各種媒体（テレビ・地域情報誌等）に団体情報等を掲載する。費用は市負担。団体は事前に登録を行う。市は取材を実施し、団体の紹介を行い、団体が行う人集めを支援する。

◎メリット	●デメリット
<p>◎新規参加者の取り込みに苦勞する団体への支援となる。</p> <p>◎現行ではチラシ・口コミなどがあると思われるが、映像などでPRすることにより、目に留まった人が活動に対して理解や興味を抱く「きっかけ」となる。また、地域情報誌やテレビ等から発信することにより、今まで公益活動に接したことの無い層へのPRにつながる。</p>	<p>●市が後押しをするという点で、公平性・公共性の観点から、市における団体への審査等が必要となる。</p>

例3 市内学校における訪問研修制度

概要：少子高齢化を受け、将来に渡って起こりうる様々な地域課題に対し問題意識を持つこと、また、行政だけでは難しい問題への柔軟な対応例などについて市内の学校（=若者向け）で研修を実施する。

研修の講師は各団体から公募で決定し、研修の後には団体の活動のPRをしても良い。また、団体への謝礼も検討する。

あらかじめ対象の学校を決めた訪問型とすることで、団体の活動拠点の近隣であれば地域特性を生かした課題に地域の学生が触れることができる。また、子からその親へ、など、新規の参加者層の取り込みを期待できる。

◎メリット	●デメリット
<p>◎環境問題や選挙制度などと同様、市の将来を担う若者へ直接働きかけることができる。</p> <p>◎参加応募制の研修とは違い、興味のある・なしにかかわらず公益活動に触れる「きっかけ」を提供できる。</p>	<p>●効果の評価が難しい。</p> <p>●効果が表れるまでには時間を要する。</p>

参 考

市民公益活動ポイント制度について

		現状
制度の趣旨		ポイント券が公益的な活動を行う「きっかけ」や「励み」となって、一人でも多くの市民が、生き生きと市民公益活動に参加するようになることを目的とする。
開始年度		平成 27 年度（本格導入）
ポイントの仕様		紙チケット
ポイント発行数		年間 20,000 枚（40,000 ポイント）／還元額 2,000,000 円
制度概要	もらう方法	1 回あたり 1 時間以上の市民公益活動に参加すると、ポイント券 1 枚（2 ポイント＝100 円相当）が、活動主催団体を通して付与される。
	つかう方法	1 ポイント 50 円相当として、一部の商業施設での商品購入や、市の有料施設使用料への充当、公益活動団体への寄付 ^{*1} などに使うことができる。 （※1：公益活動団体が寄付を受けるには、事前登録が必要）
	対象活動	活動主催団体が事前に市に申請し、審査を受けた活動。 <対象活動とする基準> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く社会一般の利益につながる市民公益活動 ・ 参加する意思のある者であれば誰でも参加できる活動 ・ 1 回あたり 1 時間以上行われる活動 ・ 原則として無償の活動（交通費等の実費弁償を除く） ・ 横須賀市内で実施される活動 ・ 市民公益活動を行う団体または実行委員会、行政機関、教育機関、福祉施設および医療機関のいずれかが参加者を募り、かつ主催する活動 <団体当たりの枚数・回数制限> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枚数の上限なし（各団体の申請に基づく） ・ 対象活動となった年度を 1 回と数えて、通算 5 回まで